(証券コード9471)
2022年６月６日

株 主 各 位

岐阜県羽島市江吉良町江中七丁目１番地
株式会社 **文 溪 堂**
代表取締役社長　水 谷 泰 三

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、当日のご出席に代えて、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年６月22日（水曜日）午後５時（当社営業時間終了の時）までに到着するよう、ご返送いただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2022年６月23日（木曜日）**午前10時**
２．場　　所　岐阜県羽島市江吉良町江中七丁目１番地　当社本店８階会議室
３．会議の目的事項
報 告 事 項
１．第69期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第69期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件

以　上

（お願い）
１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちいただきますようお願い申しあげます。
２．添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（https://www.bunkei.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
３．当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染予防の一環として、当日のご来場はお控えいただき、書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

また、本年はお土産の配布はございません。

何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第69期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応につきまして、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

記

１．株主の皆様へのお願い

・株主の皆様の感染リスクを避けるため、当日のご来場はなるべくお控えいただき、書面の郵送による議決権の行使のご検討をお願い申しあげます。

議決権行使期限は、2022年６月22日（水）午後５時到着分までです。

・特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調がすぐれない方におかれましては、当日のご来場をお控えいただくことをご推奨申しあげます。

２．ご来場される株主の皆様へのお願い

・当日ご来場の株主の皆様におかれましては、体温の測定、アルコール消毒液の使用、マスクの着用について、ご協力をお願い申しあげます。

・非接触型の体温計等で体温を測定させていただき、発熱があると認められる場合や体調不良と見受けられる場合には、ご入場をお断りさせていただきますので、予めご了承ください。

３．当社の対応について

・当社の役員及び運営スタッフ等は、体温の測定を含め体調を確認した上で参加いたします。また、マスク着用で応対させていただきます。

・総会会場の受付等にアルコール消毒液を設置いたしますのでご利用ください。

以上、ご理解・ご協力をお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の２つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時
2022 年 6 月 23 日（木曜日）
午前 10 時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。（下記の行使期限までに到着するようご返送ください。）

行使期限　2022 年 6 月 22 日（水曜日）午後5時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

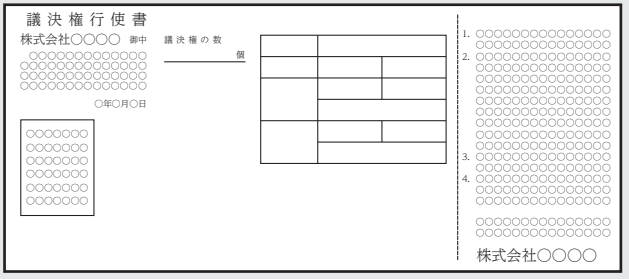

※議決権行使書用紙はイメージです。

第１号議案・第２号議案について
賛成の場合 → **賛** に○印
反対の場合 → **否** に○印

（添　付　書　類）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、ワクチン接種の進行などにより持ち直しの兆しがみられたものの、原油価格の上昇に起因する原材料価格の高騰やウクライナ情勢などの影響により先行きが不透明な状況で推移いたしました。

教育界においては、小学校では2020年度の新学習指導要領の実施から２年、中学校では2021年度の実施から１年が経過いたしました。これらの学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の３つの柱に整理し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた「カリキュラム・マネジメント」の一層の推進が求められており、教育現場においても着実に浸透しております。

その一方でこの２年間、新型コロナウイルスの感染拡大により、学習の遅れの発生や学校行事等の実施に多大な影響が及び、教育現場においては依然として日々対策を講じる状況が続いております。

そのような状況のもと、文部科学省が進めてきた「ＧＩＧＡスクール構想」では、１人１台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワーク環境の整備により、学びを止めないための端末の有効活用に向けた様々な取り組みが行われており、各学校においてデジタルの活用推進に向けた研究が今後一層加速していくものと思われます。

このような情勢を背景に、当社グループは主力である小学校図書教材においては、価格や付録などの厳しい競争が進むなか、効果的にデジタルデータを活用し、基礎・基本の定着や活用する力の育成と評価を念頭に、教育現場のニーズに応えた改訂を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高13,197,890千円（前年同期は13,049,786千円）、営業利益1,153,927千円（前年同期は855,444千円）、経常利益1,216,545千円（前年同期は880,244千円）、親会社株主に帰属する当期純利益774,644千円（前年同期は151,727千円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔出　　版〕

小学校図書教材においては、教育現場の実態や動向を分析し、多様なニーズを的確に捉えたことにより、求められる知識・技能の確実な定着と思考力・判断力・表現力を育成・評価する教材

が、全国の教育現場から支持を得ることができました。
テストなどの評価教材では、基礎・基本から活用までの学習内容を確実に評価できる内容や、児童の読解力を見取る企画が教育現場から好評を得ることができました。
ドリルなどの習熟教材では、基礎的な学習内容が確実に定着する企画に加え、ＧＩＧＡスクール構想にいち早く対応したＱＲコードを用いた企画の提案を行ったことにより、実績が増加いたしました。
季刊物教材では、夏季・冬季の休業期間が例年通りに戻ったことにより、夏休み教材、冬休み教材ともに実績が増加いたしました。一方で、学年末のしあげ教材では、予算削減の影響により、実績が減少いたしました。
中学校図書教材では、新学習指導要領に基づく教科書に対応した教材を発刊し、新学期の採用は前年並の実績となりました。冬休み教材では、発刊点数を精選したことにより実績が減少いたしましたが、夏休み教材では、夏季の休業期間が短縮されなかった影響で実績が増加いたしました。
この結果、当セグメントの売上高は9,427,204千円（前年同期は9,288,231千円）となりました。

〔教　　具〕
小学校教材・教具においては、前年並の実績となりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で学校・学年閉鎖が一部の学校で発生し、採用が翌年度に変更されるなどの影響がみられました。
「裁縫セット」では、児童の嗜好の多様化により、実績が減少いたしました。
家庭科布教材の「エプロン」では、新型コロナウイルス感染予防の観点から調理実習が見送られた影響により採用が控えられ実績が減少した一方で、実用性の高い「ナップザック」の実績が増加いたしました。
「画材セット」では、高学年になっても使い続けられるデザインと機能が受け入れられ、実績が増加いたしました。
中学校・高等学校向けの家庭科教材ブランド「クロッサム」では、新企画と新しいデザインの教材が受け入れられ、実績が増加いたしました。
この結果、当セグメントの売上高は3,770,686千円（前年同期は3,761,554千円）となりました。

⑵　設備投資等の状況
当連結会計年度の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は248百万円であります。その主なものは、建物改修費用7百万円、ソフトウエア等の無形固定資産の購入192百万円であります。

⑶ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や原材料価格の高騰など、当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

教育界においては、個別最適化された学びや協働的な学びを通して、多様な子供たちの資質・能力を育成する「令和の日本型学校教育」の推進が課題とされております。また、ＧＩＧＡスクール構想の推進と同時に、学校の臨時休業などの緊急時においても不安なく学習が継続できるＩＣＴ環境の整備が急務となっております。

このような情勢のなか、当社グループは教育現場から求められる様々な課題を解決するために、教育のＩＣＴ化に対応したペーパーとデジタルを融合させたハイブリッド型教材、教師の業務負担軽減を支援するソフトウエアの研究・開発に取り組んでまいります。さらに、当教育教材業界における先駆的な企業グループとしての自覚を持ち、保護者の費用負担の軽減にも配慮しながら、商品ラインナップの精選、製作コストの削減、諸経費の見直しに向けて積極的に取り組み、企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き力強いご支援を賜りますよう、心からお願い申しあげます。

⑸ 財産及び損益の状況

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	2019年３月期	2020年３月期	2021年３月期	2022年３月期 (当連結会計年度)
売　上　高(千円)	11,969,474	12,410,194	13,049,786	13,197,890
経　常　利　益(千円)	895,787	833,305	880,244	1,216,545
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	581,410	553,565	151,727	774,644
１株当たり当期純利益(円)	92.79	88.35	24.18	123.21
総　資　産(千円)	17,841,691	18,301,178	18,739,556	19,294,109
純　資　産(千円)	13,085,532	13,367,167	13,427,458	13,829,611

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

⑹ 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社学宝社	100,000千円	100.0%	中学図書教材出版
株式会社ロビン企画	30,000	100.0 (100.0)	学校用家庭科教材の製造

（注）1．議決権比率欄の（ ）内は、子会社による間接保有の割合を記載しております。
2．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

② 重要な企業結合等の状況
特記すべき事項はありません。

⑺ 主要な事業内容

出　版　小学校教育図書、中学校教育図書及び市販図書の製造、販売を行っております。
教　具　教材、教具の製造、販売を行っております。

⑻ 主要な営業所

① 当社の事業所
本社（岐阜県羽島市）、東京本社（東京都文京区）、大阪支社（大阪府東大阪市）、
本社物流センター（岐阜県羽島市）

② 子会社
株式会社学宝社（愛知県名古屋市）、株式会社ロビン企画（岐阜県岐阜市）

⑼ 従業員の状況（2022年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
242名	8名 (減)

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数
204名	4名 (減)

⑽ 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2．会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

⑴ **発行済株式の総数**　　6,291,834株（自己株式308,166株を除く）

⑵ **株主数**　　936名

⑶ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
有限会社清林渓声会	880,000株	13.9%
株式会社大垣共立銀行	313,100	4.9
文渓共栄会	261,900	4.1
株式会社十六銀行	235,060	3.7
サンメッセ株式会社	193,800	3.0
水谷雄二	193,670	3.0
水谷匡宏	192,185	3.0
水谷邦照	186,552	2.9
文渓堂従業員持株会	176,084	2.7
一般財団法人総合初等教育研究所	163,380	2.5

（注）１．当社は自己株式を308,166株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑷ **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	14,489株	7名
社外取締役	－	－
監査役	－	－

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告9ページ「(2)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3．会社役員に関する事項

⑴ **取締役及び監査役の氏名等**

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	水谷邦照	
代表取締役社長	水谷泰三	
取締役	大橋正人	製作・物流本部長
取締役	加藤達也	東京本部長、ＩＣＴ事業本部長
取締役	吉田裕之	管理本部長
取締役	山田哲生	営業本部長
取締役	杉野幸男	編集本部長
取締役	霜鳥秋則	公立大学法人秋田公立美術大学理事長兼学長
常勤監査役	田村弘司	
監査役	後藤真一	弁護士、株式会社ロビン企画監査役
監査役	杉山俊博	
監査役	藤村伸介	税理士、株式会社学宝社監査役

（注）１．取締役霜鳥秋則は社外取締役であります。
２．常勤監査役及び監査役全員は社外監査役であります。

3．当期中の役員の異動

⑴　2021年６月24日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって、井川茂及び柴田裕司は取締役を退任いたしました。

⑵　2021年６月24日開催の第68期定時株主総会において、山田哲生及び杉野幸男が取締役に選任され、就任いたしました。

4．2021年６月24日付で次のとおり取締役の担当職務について変更がありました。

地　　位	氏　　名	変更後の担当職務	変更前の担当職務
取　締　役	大橋　正人	製作・物流本部長	編集・出版本部長
取　締　役	加藤　達也	東京本部長、ICT事業本部長	東京支店長・東京本部長
取　締　役	山田　哲生	営業本部長	－
取　締　役	杉野　幸男	編集本部長	－

5．監査役藤村伸介は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6．当社は、社外取締役及び常勤監査役、監査役の全員を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7．当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

8．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役並びにそれらの相続人であります。保険料は、当該役員が職務を行う会社が全額負担をしております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであります。

取締役及び監査役に新たに選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同様の内容で更新を予定しております。

なお、当該保険契約では、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得るなど、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については、当該保険契約により塡補されません。また、塡補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

⑵　取締役及び監査役の報酬等

①　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役報酬は、金銭報酬である固定報酬、金銭報酬である業績連動報酬（役員賞与）、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬で構成しております。取締役の個人別の報酬等の内容について、固定報酬と役員賞与の額は、代表取締役会長水谷邦照が各取締役の職位や職務執行の成果、取締役会での答申内容、会社業績等を総合的に勘案し、代表取締役社長水谷泰三と協議の上決定いたします。

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年６月25日であり、年額260,000千円以内であります。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、金銭報酬である固定報酬のみを支給することとしております。

業績連動報酬である役員賞与は取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）が対象で、株主への配当の原資でもある事業年度の純粋な企業活動の成果を示す当期純利益を指標として選定し、当期純利益と連動した業績連動型で毎年一定の時期に支給いたします。業績連動報酬として目標とする当期純利益の達成条件は定めておりませんが、当期純利益の10％を限度として支給いたします。

取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、経営に関して豊富な知識を有する代表取締役が定められた範囲内で、独断にならないよう代表取締役会長と代表取締役社長が協議の上で決定されたものであるため、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬は、上記の報酬枠とは別枠で、2020年６月25日開催の株主総会において、対象取締役に支給することを決議し、その総額を年額50,000千円以内としております。毎年一定の時期に支給し、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとして、これにより発行又は処分される普通株式の総数は年40,000株以内としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、監査役の報酬につきましては、常勤、非常勤、勤続年数等を考慮して、監査役の協議により決定しております。当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年６月29日であり、年額18,000千円以内と定めております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役	204,629	127,850	57,000	19,779	10
監　査　役	14,647	14,647	－	－	4
合　計 （うち社外役員）	219,276 （18,947）	142,497 （18,947）	57,000 （－）	19,779 （－）	14 （5）

（注）１．上表には、2021年６月24日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。

２．社外取締役１名の報酬等として、報酬等の総額4,300千円（基本報酬4,300千円）が、社外監査役４名の報酬等として、報酬等の総額14,647千円（基本報酬14,647千円）が、上記報酬等の総額に含まれております。

３．上記のほか、社外監査役が当社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は500千円であります。

４．第62期定時株主総会（2015年６月25日）において決議された取締役の報酬額は年額260,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、９名（うち、社外取締役は１名）です。

また、第67期定時株主総会（2020年６月25日）において決議された対象取締役（社外取締役を除く）に支給する譲渡制限付株式の付与のための報酬の総額は年額50,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は７名です。

５．第53期定時株主総会(2006年６月29日)において決議された監査役の報酬額は年額18,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名（うち、社外監査役は４名）です。

⑶ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役霜鳥秋則は公立大学法人秋田公立美術大学理事長兼学長を兼職しております。公立大学法人秋田公立美術大学と当社との間には、特別な関係はありません。

監査役藤村伸介は当社の子会社である株式会社学宝社の監査役を、監査役後藤真一は当社の子会社である株式会社ロビン企画の監査役を兼務しております。

株式会社学宝社は当社の製品の販売を、株式会社ロビン企画は当社の製品の製造等を行っております。

② 社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要

霜鳥秋則は教育行政に対しての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社の経営に有益な助言、指導等を期待され、社外取締役として経営に参画しております。

主に、公立大学法人の理事長を兼任しており教育行政に対して客観的な視点から取締役会に参加し、その審議の過程で適切な発言を行っております。加えて、担当取締役から定期的に経営会議等の報告を受け、多面的な観点から有益適切な助言を行い、当社の経営全般に対して第三者の視点から業務執行の監督を行っております。

③ 主な活動状況

地位	取締役会(16回開催) 出席回数	監査役会(21回開催) 出席回数	主な活動内容
取締役 霜鳥秋則	16		取締役会において、教育行政の経験、見識に基づいて必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役 田村弘司	15	21	取締役会、監査役会において、教育者としての経験に基づいて必要な発言を適宜行っております。
監査役 後藤真一	15	21	取締役会、監査役会において、弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
監査役 杉山俊博	15	21	取締役会、監査役会において、行政の経験、見識に基づいて必要な発言を適宜行っております。
監査役 藤村伸介	15	21	取締役会、監査役会において、税理士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

4．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　24,800千円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　24,800千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額には、公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制につき次のとおり決議しております。

内部統制システムの構築は、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

⑴ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る文書・情報の取扱いは、社内規程に基づき、適正に保管・管理を行う。

⑵ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機が発生した場合は、社内規程に基づき、速やかに対応する。

⑶　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　重要事項については多面的な検討を行い、慎重に決定するために経営会議で審議する。

②　定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

③　取締役は社内規程に基づき、分掌範囲で責任を持って職務を遂行する。

⑷　取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　取締役及び使用人は、社内規程に基づき、法令を順守し、それぞれの立場で自らの問題としてとらえて業務運営にあたる。

②　内部監査担当は、当社の全部署を対象とした業務監査を定期的に実施し、業務の適正な運営・改善・能率の増進を図る。

⑸　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　社内規程に基づき、子会社の管理を明確にし、指導・育成を促進する。

②　当社は、毎月１回、当社の取締役会に子会社の社長を出席させ、子会社における重要な事象について報告させるとともに、対応を協議する。

③　監査役は社内規程に基づき、子会社に経営概況の報告を求め、必要な場合は調査を行う。

④　子会社は、その事業の性質及び規模に応じて、事業や投資に関するリスクを適切に管理し、当社は、当該子会社のリスク管理体制の運用を支援する。

⑤　当社の内部監査担当は、監査計画に基づき定期的に子会社の内部監査を実施し、業務改善指導を通じて、企業集団における業務の適正の確保に努める。

⑥　子会社は、その取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の定める法令順守規程に従う。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、必要と要望に応じて監査役の補助スタッフを置くこととし、その人事は取締役会と監査役会の承認を得るものとする。

⑺　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、予め監査役会の承認を得るものとし、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとする。

⑻　当社及び当社の子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

①　当社及び当社の子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

② 前項の報告及び情報提供としての主なものは次のとおりとする。
・月次決算の状況
・経営会議決議事項及び取締役社長決裁事項のうち、特に重要な事項
・取締役及び監査役について、他社の取締役及び監査役の兼務の状況
・特に重要な事業計画の遂行状況
・財務に関する重要事項
・使用人及び給与に関する重要事項
・法務及び広報に関する重要事項
・環境保全等に関する重要事項
・子会社の収支状況
・各担当取締役が重要と認める事項

③ 当社及び当社の子会社は、上記の報告を行った当社及び当社の子会社の役員、使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

⑼ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑽ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は社内規程に基づき、取締役及び会計監査人、内部監査担当と緊密な連携を図り、的確な監査を実施する。

⑾ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力・団体に対しては、総務部を窓口とし毅然とした態度で組織的に対応を行う。また、これらの勢力・団体からの介入を防止するために、警察当局等との緊密な連携を図るとともに、当社業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除する。

6．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

⑴ コンプライアンスに対する取り組みについて

当社は、取締役を委員長とし、社外取締役を含む全取締役、監査役、子会社の社長、顧問弁護士、法務・渉外担当等で構成する順法推進委員会を毎月開催し、法令等の順守状況を確認するとともに、経営に法律面のコントロール機能が働くようにしております。また、当社役員及び使用人に対して、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引規制等に関する研修の実施や外部セミナーに参加し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行っております。

⑵ 取締役の職務執行について

取締役会は、当事業年度において16回開催し、経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付けて運用を図っております。また、経営会議は、社長以下の取締役（社外取締役を除く）で構成され、毎月２回開催し、効率的な業務執行を行うために、取締役会の付議事項に関する基本方針の事前審議及び経営活動に関する重要事項を協議決定しております。

⑶ グループ会社の経営管理について

子会社の社長は、毎月１回、当社の取締役会に出席して、子会社の重要な事項の報告及び対応を検討しております。また、子会社の社長も順法推進委員会に出席し、法令等の順守状況の確認及びコンプライアンスに対する意識向上を図っております。

⑷ 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を21回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を行うとともに、取締役会、順法推進委員会など重要な社内会議へ出席し、子会社を含めた営業概況や財産の状況、コンプライアンス体制等の会社の重要情報に関する報告を受けており、客観的立場から取締役の職務執行を監視しております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査担当との情報交換、取締役、部長からも適宜面談を実施し密接に連携して、監査の有効性・効率性を高めております。

⑸ 内部監査について

内部監査担当が、内部監査計画に基づいた業務監査等の実施、内部統制の有効性の評価を行い、その監査結果につきましては監査役会、経営会議に報告しております。

⑹ 損失の危険の管理について

BCPプロジェクト委員会では、事業運営に大きな影響を与える可能性のあるリスクを適切に把握し、そのリスクの回避、軽減する措置の対応策等を検討しております。

⑺ 反社会的勢力の排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を設けるとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

７．決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき事項はありません。

◎以上のご報告は、次により記載しております。

１．記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

２．２の⑶の比率は、小数点第２位以下を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2022年３月31日現在）

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**12,916,506**	**流動負債**	**4,734,749**
現金及び預金	6,312,153	支払手形及び買掛金	1,226,270
受取手形及び売掛金	1,274,514	電子記録債務	1,524,163
有価証券	711,307	短期借入金	365,182
商品及び製品	3,666,200	未払法人税等	286,814
仕掛品	455,436	役員賞与引当金	57,000
原材料	393,523	その他	1,275,317
その他	104,524		
貸倒引当金	△1,153	**固定負債**	**729,748**
		長期借入金	40,011
固定資産	**6,377,603**	繰延税金負債	46,246
有形固定資産	**3,874,995**	役員退職慰労引当金	10,894
建物及び構築物	787,256	退職給付に係る負債	391,780
土地	2,958,514	資産除去債務	6,954
その他	129,224	長期未払金	192,878
		その他	40,982
無形固定資産	**337,584**	**負債合計**	**5,464,498**
ソフトウエア	171,920	**(純資産の部)**	
その他	165,664	**株主資本**	**13,814,328**
		資本金	**1,917,812**
投資その他の資産	**2,165,022**	**資本剰余金**	**1,847,910**
投資有価証券	1,923,201	**利益剰余金**	**10,334,733**
繰延税金資産	11,355	**自己株式**	**△286,128**
その他	244,131		
貸倒引当金	△13,665	**その他の包括利益累計額**	**15,282**
		その他有価証券評価差額金	**33,417**
		退職給付に係る調整累計額	**△18,134**
		純資産合計	**13,829,611**
資産合計	**19,294,109**	**負債純資産合計**	**19,294,109**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		13,197,890
売上原価		7,676,442
売上総利益		**5,521,447**
販売費及び一般管理費		4,367,520
営業利益		**1,153,927**
営業外収益		
受取利息	7,961	
受取配当金	11,218	
受取賃貸料	24,930	
受取保険金	1,171	
保険配当金	1,274	
雑収入	17,082	63,638
営業外費用		
支払利息	488	
有価証券償還損	524	
雑損失	6	1,020
経常利益		**1,216,545**
特別利益		
固定資産売却益	399	399
特別損失		
固定資産除却損	3,018	
投資有価証券評価損	180	
減損損失	4,485	
会員権評価損	2,500	10,184
税金等調整前当期純利益		**1,206,761**
法人税、住民税及び事業税	427,151	
法人税等調整額	4,965	432,116
当期純利益		**774,644**
親会社株主に帰属する当期純利益		**774,644**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,917,812	1,841,824	9,932,131	△299,458	13,392,310
会計方針の変更による累積的影響額			△27,700		△27,700
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,917,812	1,841,824	9,904,430	△299,458	13,364,610
当期変動額					
剰余金の配当			△344,341		△344,341
親会社株主に帰属する当期純利益			774,644		774,644
自己株式の取得				△130	△130
自己株式の処分		6,085		13,460	19,545
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	6,085	430,302	13,330	449,718
当期末残高	1,917,812	1,847,910	10,334,733	△286,128	13,814,328

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	63,467	△28,319	35,147	13,427,458
会計方針の変更による累積的影響額				△27,700
会計方針の変更を反映した当期首残高	63,467	△28,319	35,147	13,399,757
当期変動額				
剰余金の配当				△344,341
親会社株主に帰属する当期純利益				774,644
自己株式の取得				△130
自己株式の処分				19,545
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△30,050	10,185	△19,864	△19,864
当期変動額合計	△30,050	10,185	△19,864	429,853
当期末残高	33,417	△18,134	15,282	13,829,611

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の数　　2社

⑵　連結子会社の名称

株式会社学宝社、株式会社ロビン企画

⑶　非連結子会社の名称

有限会社ブンケイ商事

⑷　連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

(ｲ)　有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(ﾛ)　棚卸資産

商品、製品及び原材料については、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっており、仕掛品については、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。なお、連結子会社の一部の棚卸資産については、売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）及び最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ｲ)　有形固定資産

定率法によっております。但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物の８～50年であります。

(ﾛ)　無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。また、市場販売目的のソフトウエアについては、残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額と見込販売収益に基づく償却額のいずれか大きい金額を計上しております。

⑶　重要な引当金の計上基準

(ｲ)　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ﾛ)　単行本在庫調整勘定

単行本の陳腐化による損失に備えるため、法人税法に規定する繰入限度相当額を計上しております。

(ﾊ)　役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ﾆ)　役員退職慰労引当金

連結子会社である株式会社学宝社は、役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑷　重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する
ステップ２：契約における履行義務を識別する
ステップ３：取引価格を算定する
ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ５：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、図書教材や教材・教具等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、商品及び製品の引渡時点において顧客が当該商品及び製品の支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、割戻金及び返品を控除した金額で測定しております。

返品については、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当

該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づき算出しております。なお、返金負債の決済時に顧客が商品及び製品を返品する場合、当社グループは顧客から商品及び製品を回収する権利として認識した資産を返品資産として計上しております。返品される当該資産については、契約条件や過去の実績などに基づき算出しております。

割戻金については、顧客に支払われると見込まれる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づき算出しております。

売上割引については、顧客に支払われると見込まれる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づき算出しております。

物品の販売契約における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を退職給付に係る負債として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、「流動負債」に計上していた「返品調整引当金」については、返品されると見込まれる商品及び製品の収益及び売上原価相当額を除いた額を収益及び売上原価として認識する方法に変更しており、返品されると見込まれる商品及び製品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、返金負債の決済時に顧客から商品及び製品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、従来は営業外費用に計上していた売上割引については、顧客に支払われる対価として売上高より控除しております。また、契約条件や過去の実績に基づき顧客への支払いが見込まれる対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

割戻金については、契約条件や過去の実績に基づき顧客に支払われると見込まれる対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の売上高は41,751千円減少、売上原価は1,281千円増加、営業利益は43,032千円減少、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ40千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は27,700千円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

5. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末において繰延税金資産11,355千円を計上しております。

(ロ) 会計上の見積内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力等に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、過去の実績及び事業計画に基づいて企業会計基準適用指針第26号による企業分類を行い、繰延税金資産の回収可能額を算定しております。

②主要な仮定

主力商品であるテスト・ドリル等の出版物は、文部科学省の学習指導要領や教科書に準拠する必要があるため、その定期的な改訂に伴い、内容を見直す必要があります。学習指導要領の改訂は小学校においては2020年度、中学校においては2021年度に実施され、教育現場のニーズに対応した教材が提供できるかどうかが売上に影響を及ぼします。

このように、改訂後の学習指導要領のもとでの実績を踏まえた売上の見込みを事業計画における主要な仮定としております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりであります。

受取手形	22,972千円
売掛金	1,251,542千円

2．製品より控除した単行本在庫調整勘定　125,370千円

3．有形固定資産の減価償却累計額　3,420,736千円

4．担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建　　物	284,316千円
土　　地	529,825千円
計	814,141千円

対応する債務

短期借入金	365,182千円
長期借入金	11千円
計	365,193千円

5．流動負債「その他」のうち、契約負債の残高　218,116千円

（連結損益計算書に関する注記）

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
岐阜県大垣市	事業資産	工具器具備品
岐阜県大垣市	事業資産	ソフトウエア
岐阜県羽島市	事業資産	ソフトウエア

当社グループは、事業資産について継続的に損益を把握している管理会計上の区分により、グルーピングを行っております。

収益性の低下により投資の回収が見込めなくなった事業資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4,485千円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、工具器具備品2,214千円、ソフトウエア2,270千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、回収可能性が認められないため、零としております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の総数に関する事項　(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,600,000	－	－	6,600,000

2．剰余金の配当に関する事項

⑴　当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年６月24日定時株主総会	普通株式	197,739	31.50	2021年３月31日	2021年６月25日
2021年11月８日取締役会	普通株式	146,602	23.30	2021年９月30日	2021年12月３日

⑵　当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年６月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	207,001	32.90	2022年３月31日	2022年６月24日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産（預金、国債、社債等）に限定し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引、投機的な取引は行わない方針であります。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクがあり、有価証券及び投資有価証券は、主に社債及び取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクがあります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが４か月以内の支払期日であります。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、不良債権リスク規程に従い、営業部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち、満期保有目的の債券は資金運用規程に従い格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であり、上場株式は定期的に発行体の財務状況等を確認し、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び従業員の住宅貸付金に対する融資（長期）であり、長期借入金の支払利息は固定金利により実行しております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。（（注）１．参照）また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
有価証券及び投資有価証券	2,615,663	2,615,663	－
資産計	2,615,663	2,615,663	－
長期借入金	40,193	40,026	△167
負債計	40,193	40,026	△167

（注）１．市場価格のない株式等

区　　分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	22,435

上記は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注）２．満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内(千円)	１年超５年以内(千円)	５年超10年以内(千円)	10年超(千円)
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
⑴社債	710,000	1,400,000	100,000	
⑵その他	－	48,496	－	－
合　　計	710,000	1,448,496	100,000	－

（注）３．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内(千円)	１年超２年以内(千円)	２年超３年以内(千円)	３年超４年以内(千円)	４年超５年以内(千円)	５年超(千円)
長期借入金	182	40,011	－	－	－	－

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
株式	351,890	－	－	351,890
社債	－	2,215,277	－	2,215,277
その他	－	48,496	－	48,496
資産計	351,890	2,263,773	－	2,615,663

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	40,026	－	40,026
負債計	－	40,026	－	40,026

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

一方で、社債、金銭信託は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、長期借入金には一年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	報告セグメント		
	出版	教具	計
売上高			
一時点で移転される財	9,322,786	3,770,686	13,093,472
一定の期間にわたり移転されるサービス	104,417	－	104,417
顧客との契約から生じる収益	9,427,204	3,770,686	13,197,890
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	9,427,204	3,770,686	13,197,890

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「会計方針に関する事項　(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴　契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,334,162
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,274,514
契約負債（期首残高）	263,417
契約負債（期末残高）	218,116

契約負債は主に、出版事業に係る顧客からの前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は161,091千円であります。

⑵　残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度における残存履行義務に配分された取引価格の総額及び収益が見込まれる時期は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当連結会計年度
1年以内	120,967
1年超	120,967
合計	241,934

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額　　2,198円02銭

2．1株当たり当期純利益　　123円21銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

（2022年３月31日現在）

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**11,973,451**	**流動負債**	**4,008,471**
現金及び預金	6,213,237	支払手形	110,656
受取手形	6,744	買掛金	843,047
売掛金	1,116,513	電子記録債務	1,524,163
有価証券	711,307	一年以内に返済予定長期借入金	182
商品及び製品	3,188,830	未払金	323,261
仕掛品	250,220	未払費用	454,259
原材料	390,745	未払法人税等	285,800
前払費用	39,562	契約負債	213,717
その他	57,407	預り金	22,721
貸倒引当金	△1,116	役員賞与引当金	57,000
固定資産	**6,073,516**	その他	173,661
有形固定資産	**3,595,111**	**固定負債**	**581,469**
建物	642,642	長期借入金	11
構築物	26,874	繰延税金負債	39,335
機械及び装置	18,739	退職給付引当金	316,087
車両運搬具	4,359	資産除去債務	5,101
工具器具備品	71,977	長期未払金	192,878
土地	2,814,940	その他	28,053
建設仮勘定	15,576	**負債合計**	**4,589,940**
無形固定資産	**326,952**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	162,607	**株主資本**	**13,423,610**
その他	164,344	**資本金**	**1,917,812**
投資その他の資産	**2,151,453**	**資本剰余金**	**1,847,910**
投資有価証券	1,920,641	資本準備金	1,832,730
関係会社株式	3,590	その他資本剰余金	15,179
前払年金費用	17,343	**利益剰余金**	**9,944,015**
その他	223,543	利益準備金	128,021
貸倒引当金	△13,665	その他利益剰余金	
		買換資産圧縮積立金	4,363
		固定資産圧縮積立金	19,333
		別途積立金	6,150,000
		繰越利益剰余金	3,642,296
		自己株式	**△286,128**
		評価・換算差額等	**33,417**
		その他有価証券評価差額金	**33,417**
		純資産合計	**13,457,027**
資産合計	**18,046,968**	**負債純資産合計**	**18,046,968**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		11,909,194
売上原価		6,950,538
売上総利益		**4,958,656**
販売費及び一般管理費		3,682,895
営業利益		**1,275,760**
営業外収益		
受取利息	44	
有価証券利息	7,915	
受取配当金	11,146	
受取賃貸料	10,028	
受取保険金	1,171	
保険配当金	1,247	
雑収入	10,172	41,727
営業外費用		
有価証券償還損	524	
雑損失	1	526
経常利益		**1,316,961**
特別利益		
固定資産売却益	399	399
特別損失		
固定資産除却損	2,983	
投資有価証券評価損	180	
減損損失	4,485	
会員権評価損	2,500	10,149
税引前当期純利益		**1,307,212**
法人税、住民税及び事業税	425,895	
法人税等調整額	△2,673	423,221
当期純利益		**883,990**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金
当期首残高	1,917,812	1,832,730	9,093	128,021
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,917,812	1,832,730	9,093	128,021
当期変動額				
剰余金の配当				
買換資産圧縮積立金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			6,085	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	6,085	－
当期末残高	1,917,812	1,832,730	15,179	128,021

	株主資本			
	利益剰余金			
	その他利益剰余金			
	買換資産圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	4,702	19,333	6,150,000	3,115,375
会計方針の変更による累積的影響額				△13,066
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,702	19,333	6,150,000	3,102,309
当期変動額				
剰余金の配当				△344,341
買換資産圧縮積立金の取崩	△338			338
当期純利益				883,990
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	△338	－	－	539,987
当期末残高	4,363	19,333	6,150,000	3,642,296

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△299,458	12,877,612	63,467	63,467	12,941,080
会計方針の変更による累積的影響額		△13,066			△13,066
会計方針の変更を反映した当期首残高	△299,458	12,864,546	63,467	63,467	12,928,013
当期変動額					
剰余金の配当		△344,341			△344,341
買換資産圧縮積立金の取崩					
当期純利益		883,990			883,990
自己株式の取得	△130	△130			△130
自己株式の処分	13,460	19,545			19,545
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△30,050	△30,050	△30,050
当期変動額合計	13,330	559,064	△30,050	△30,050	529,013
当期末残高	△286,128	13,423,610	33,417	33,417	13,457,027

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

(ｲ)　子会社株式

移動平均法による原価法

(ﾛ)　その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

⑵　棚卸資産の評価基準及び評価方法

(ｲ)　商品、製品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ﾛ)　仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産

定率法によっております。但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物の８～50年であります。

⑵　無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。また、市場販売目的のソフトウエアについては、残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額と見込販売収益に基づく償却額のいずれか大きい金額を計上しております。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　単行本在庫調整勘定

単行本の陳腐化による損失に備えるため、法人税法に規定する繰入限度相当額を計上しております。

⑶ 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
⑷ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を退職給付引当金として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準
当社は、以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。
ステップ１：顧客との契約を識別する
ステップ２：契約における履行義務を識別する
ステップ３：取引価格を算定する
ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ５：企業が履行義務の充足時に収益を認識する
当社は、図書教材や教材・教具等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、商品及び製品の引渡時点において顧客が当該商品及び製品の支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、割戻金及び返品を控除した金額で測定しております。
返品については、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づき算出しております。なお、返金負債の決済時に顧客が商品及び製品を返品する場合、当社は顧客から商品及び製品を回収する権利として認識した資産を返品資産として計上しております。返品される当該資産については、契約条件や過去の実績などに基づき算出しております。
割戻金については、顧客に支払われると見込まれる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づき算出しております。
売上割引については、顧客に支払われると見込まれる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づき算出しております。
物品の販売契約における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から主として１年以内に回収しております。
なお、重要な金融要素は含んでおりません。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

出版物の改訂年度の編集費用の処理方法

2020年度に改訂された教科書の使用期間は４年間の予定であります。そのため、出版物の改訂に伴う編集費用は、改訂初年度50％、２年度30％、３年度20％に按分して製品原価を計算しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、「流動負債」に計上していた「返品調整引当金」については、返品されると見込まれる商品及び製品の収益及び売上原価相当額を除いた額を収益及び売上原価として認識する方法に変更しており、返品されると見込まれる商品及び製品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、返金負債の決済時に顧客から商品及び製品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、従来は営業外費用に計上していた売上割引については、顧客に支払われる対価として売上高より控除しております。また、契約条件や過去の実績に基づき顧客への支払いが見込まれる対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

割戻金については、契約条件や過去の実績に基づき顧客に支払われると見込まれる対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の売上高は41,563千円減少、売上原価は750千円増加、営業利益は42,313千円減少、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,013千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は13,066千円減少しております。

なお、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類に与える影響はありません。

6．重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(ｲ) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末において繰延税金負債39,335千円を計上しております。

繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産は349,861千円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額534,575千円から評価性引当額△184,713千円が控除されています。

(ﾛ) 会計上の見積内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力等に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、過去の実績及び事業計画に基づいて企業会計基準適用指針第26号による企業分類を行い、繰延税金資産の回収可能額を算定しております。

②主要な仮定

主力商品であるテスト・ドリル等の出版物は、文部科学省の学習指導要領や教科書に準拠する必要があるため、その定期的な改訂に伴い、内容を見直す必要があります。学習指導要領の改訂は小学校においては2020年度、中学校においては2021年度に実施され、教育現場のニーズに対応した教材が提供できるかどうかが売上に影響を及ぼします。

このように、改訂後の学習指導要領のもとでの実績を踏まえた売上の見込みを事業計画における主要な仮定としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表等に関する注記）

1．製品より控除した単行本在庫調整勘定	125,370千円
2．有形固定資産の減価償却累計額	3,077,373千円
3．担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産	
建　　物	183,147千円
土　　地	386,251千円
計	569,399千円
対応する債務	
一年以内に返済予定長期借入金	182千円
長期借入金	11千円
計	193千円
4．関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。	
関係会社に対する短期金銭債権	33,983千円
関係会社に対する短期金銭債務	6,443千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	41,414千円
仕入高	77,889千円
営業取引以外の取引高	60千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の数に関する事項　　（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	322,555	100	14,489	308,166

（注）普通株式の自己株式の増加100株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式の自己株式の減少14,489株は、2021年７月30日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

（税効果会計に関する注記）
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
退職給付引当金	89,384千円
長期未払金	57,709千円
株式報酬費用	9,273千円
有価証券評価損	43,392千円
貸倒引当金	4,422千円
未払賞与	111,900千円
未払社会保険料	18,632千円
未払事業税	17,754千円
減損損失累計額	39,302千円
関係会社株式評価損	99,837千円
資産除去債務	1,526千円
その他	41,437千円
繰延税金資産小計	534,575千円
評価性引当額	△184,713千円
繰延税金資産合計	349,861千円
繰延税金負債	
土地譲渡損	△357,181千円
買換資産圧縮積立金	△1,863千円
固定資産圧縮積立金	△8,254千円
その他	△21,898千円
繰延税金負債合計	△389,197千円
繰延税金負債の純額	△39,335千円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）
収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）
１．１株当たり純資産額　　2,138円80銭
２．１株当たり当期純利益　　140円60銭

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

株式会社　文溪堂
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙橋浩彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中岡秀二郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社文溪堂の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社文溪堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

株式会社　文溪堂
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙橋浩彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中岡秀二郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社文溪堂の2021年４月１日から2022年３月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月23日

株式会社文溪堂　監査役会

常勤監査役　田　村　弘　司　㊞

監　査　役　後　藤　真　一　㊞

監　査　役　杉　山　俊　博　㊞

監　査　役　藤　村　伸　介　㊞

（注）常勤監査役及び監査役全員は、会社法第２条第16 号及び第335 条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、長期にわたり安定的な経営基盤の確立に努めるとともに、安定した利益配当を継続的に実施することを最重要課題として位置づけており、従来からの安定的な配当を行うことに加え、業績連動型の配当を行うことを方針といたしております。

具体的には、株主の皆様に対する利益還元をより一層充実させる観点から、文溪堂単体の当期純利益の40％相当額を目処に年間配当金総額を決定いたしております。なお、利益水準にかかわらず最低年間配当金として、１株当たり７円50銭を目標といたしております。

期末配当に関する事項

第69期の期末配当につきましては、前記の配当目標に基づき以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式１株につき32円90銭とさせていただきたいと存じます。この場合の配当総額は、207,001,339円となります。なお、第69期は、昨年12月に実施いたしました中間配当金１株につき23円30銭を合わせますと、年間配当金は１株につき56円20銭となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年６月24日とさせていただきたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

⑴　当社及び子会社の将来の事業活動の多様化に対応するとともに、現状により即した事業目的とするため、現行の定款第２条の目的の内容について、事業目的を整理・統合し、あわせて定款の規定の記載方法及び体裁等の変更を行うものであります。

⑵　令和４年９月１日に「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

①　株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

②　株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

③　株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④　上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　（条文省略） １　図書、雑誌、教科書およびその他印刷物の開発、製作ならびに販売。 ２　映画、スライド、レコードおよび録音録画済テープ・シートの開発、製作ならびに販売。 ３　教材、教具、学用品および教育機器の開発、製作ならびに販売。 ４　玩具、手芸品、日用雑貨、娯楽用品、楽器および文具製品の開発、製作ならびに販売。	（目的） 第２条　（現行どおり） （１）図書教材、書籍、雑誌、教科書、その他印刷物および電子データの企画、編集、出版ならびに販売、出版に関するコンサルティング業務 （２）映像・音声の企画・開発、製作ならびに販売 （３）教材、教具、学用品および機器備品、教育関連用品の企画・開発、製作ならびに販売 （４）玩具、手芸品、日用雑貨、娯楽用具、楽器および文具製品の企画・開発、製作ならびに販売

現　行　定　款	変　更　案
5　運動具、健康増進機器、スポーツ用品、レジャー用品および娯楽遊戯装置の開発、製作ならびに販売。	（５）運動具、健康増進機器、スポーツ用品、レジャー用品、防災関連用品および娯楽遊戯装置の企画・開発、製作ならびに販売
6　家具・インテリア、装身具、衣料品、医薬品および計量器、工作機器の開発、製作ならびに販売。	（削　除）
7　光学機器、音響機器、事務機器および理化学機器の開発、製作ならびに販売。	（削　除）
8　冷蔵庫、掃除機、電子レンジおよびその他家庭用電気製品の製作ならびに販売。	（削　除）
9　通信機器、電子精密機器、電子計算機およびその端末機器の開発、製作ならびに販売。	（６）精密機器、情報機器およびその周辺機器の開発、製作、導入支援ならびに販売
（新　設）	（７）ソフトウエアの企画・開発、製作、導入支援ならびに販売
10　前号に関する各種システムおよびソフトウェアの開発、製作ならびに販売。	（削　除）
11　通信教育および模擬試験の指導、援助ならびに実施。	（８）通信教育および模擬試験などの企画、運営、指導、援助ならびに実施に関する業務
12　学習塾およびその他各種教室の開設指導、援助ならびに経営。	（９）学習塾およびその他各種教室の開設指導、援助ならびに経営に関する業務
13　損害保険代理業。	（10）各種保険代理業
14　農産物のバイオテクノロジーによる栽培の研究開発および生産物の販売。	（11）農産物の栽培、研究開発および生産物の販売
15　不動産の売買、賃貸借、管理および仲介。	（12）不動産の賃貸借、管理および仲介に関する業務
（新　設）	（13）各種イベントの企画、運営およびコンサルティング業務
（新　設）	（14）物品等の通信販売に関する業務
（新　設）	（15）倉庫業、荷役および物品の保管に関する業務
（新　設）	（16）経理、人事、総務、情報システムおよびそれらの関連業務の受託に関する業務
（新　設）	（17）関係会社および取引先に対するコンサルティングに関する業務
16　第１号から第１０号までに掲げる物品の輸出入。	（18）その他前各号に掲げる物品の輸出入
17　その他前各号に付帯または関連する一切の事業。	（19）その他前各号に付帯または関連する一切の事業

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）
（新　設）	（電子提供措置等） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新　設）	附則 第１条　現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、令和４年９月１日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 第２条　前条の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 第３条　本附則は、施行日から６か月を経過した日または前条の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
変　更　昭和６１年２月２０日 （途中省略） 変　更　平成２７年６月２５日 （新　設）	変　更　昭和61年２月20日 （途中省略） 変　更　平成27年６月25日 変　更　令和４年６月23日

以　上

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会　　場　　岐阜県羽島市江吉良町江中七丁目１番地
当社本店　☎ (058) 398－1111

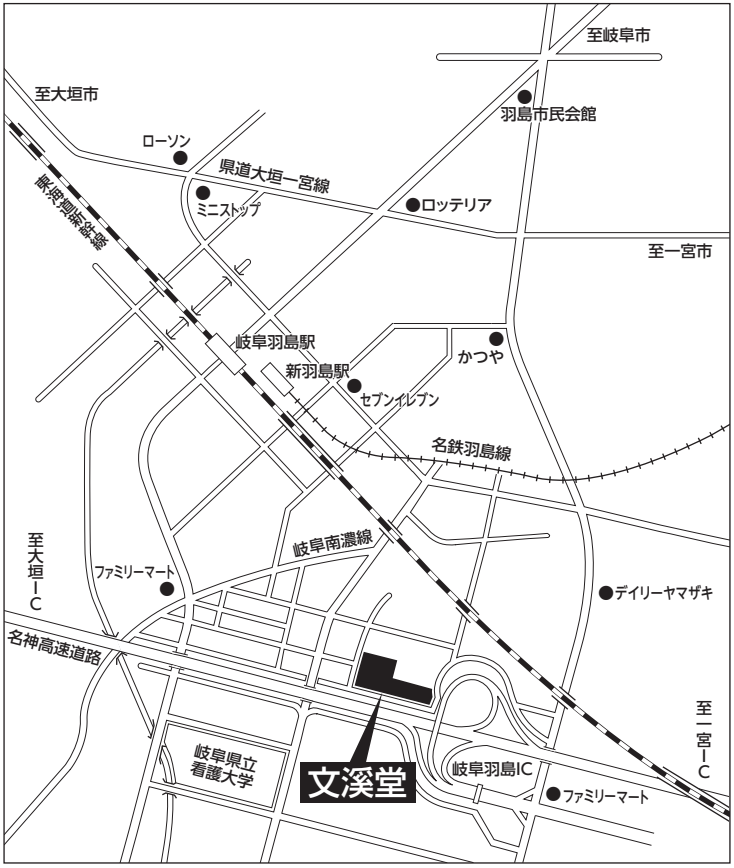

ＪＲ東海道新幹線　岐阜羽島駅から徒歩約20分
名　鉄　羽　島　線　新羽島駅から徒歩約20分
名 神 高 速 道 路　岐阜羽島ＩＣから車で２分

●当社では、敷地内全面禁煙を実施しております。ご理解・ご協力の程お願いいたします。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK
FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080